

(裏)  
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の4第9項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限り)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

猶予整理簿	検 算
※	※
林業経営相続人の氏名	

※印欄は記入しないでください。

特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）

特例山林の明細及び特例山林の異動状況は次のとおりです。

継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡直前の基準日」における特例山林の合計額等	土地の合計		樹種	立木の合計		合計額
	面積	価額		面積	価額	
	ha	① 円		ha	② 円	①+② 円
特例山林の異動状況	所在場所	土地	樹種	立木	異動事由 (事由が生じた年月日)	
		面積		特例山林の土地の価額		面積
		ha	円	ha	円	( . . )
						( . . )
						( . . )
						( . . )
合計	ha	③ 円		ha	④ 円	③+④ 円
継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細	所在場所	土地	樹種	立木	備考	
		面積		特例山林の土地の価額		面積
		ha	円	ha	円	
	合計	ha	⑤ 円		ha	⑥ 円

(資 12③-4-A4統一)

(裏)

## 記載方法等

## 1 使用目的

この明細書は「山林についての相続税の納税猶予の継続届出書」又は「山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書」を提出する方が、租税特別措置法施行令第40条の7の4第16項又は同条第18項の規定により特例山林の明細及びその異動明細を届け出るために、これらの届出書に添付して使用するものです。

## 2 記載方法等

- (1) 「継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等」の欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を基に記載します。

- (2) 「特例山林の異動状況」の欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(2)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(2)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、異動事由については、租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げるいずれの事由に該当したかを記載してください。

(注) 価額については、相続開始時点での相続税評価額を記載してください。

- (3) 「継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細」の欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日や死亡日の翌日以後に到来する見込みである特例山林（租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していないものなど）がある場合には、備考欄に「〇年〇月〇日譲渡」などのように、特例山林の異動見込の概要を記載してください。

(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

<p>税務署受付</p> <p>平成__年__月__日</p> <p>_____ 税務署長</p> <p>〒 届出者住所_____</p> <p>氏名_____印 (電話番号 _____)</p> <p>租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第4項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。</p>		
<p>特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日</p> <p>平成 昭和 年 月 日</p>		
被相続人	住所	氏名
<p>1 収用交換等により譲渡した特例山林の明細</p> <p>(1) 所在場所 ..... _____</p> <p>(2) 地 目 ..... _____</p> <p>(3) 面 積 ..... _____ ha</p> <p>(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。</p> <p>2 特例山林の譲渡をした日 ..... 平成__年__月__日</p> <p>3 特例山林の譲渡先 ..... 所在地 _____</p> <p>名 称 _____</p> <p>4 その他参考事項</p> <p>※ 添付書類</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/></p>		

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12③-13-1-A4統一)

(裏)  
使用目的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 1 項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の 8 第 4 項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の 2 分の 1 の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合  
の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書(付表)

届出者	住所		氏名	
-----	----	--	----	--

収用交換等により譲渡した特例山林の明細

所 在 場 所	土地又は立木の別	面 積	備 考
		ha	

- (注) 1 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた特例山林」の内容と同じか確認してください。  
2 相続の後に分筆等があったものについては、その旨を備考欄に記載してください。

## 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

第 \_\_\_\_\_ 号

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長 印

(通知用)

あなたが \_\_\_\_\_ 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 1 項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円
- 2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円
- ほかに利息税の額  
（租税特別措置法第 70 条の 8 〈□該当・□非該当〉） \_\_\_\_\_ 円
- 3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_ 円
- 4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・・・・・・ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 5 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した相続税の額及び利息税の額は、上記 4 の猶予期限までに \_\_\_\_\_ 同封の納付書に  
至 \_\_\_\_\_ 急  
より日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記 4 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記 2 の猶予確定税額に、上記 4 の猶予期限の翌日から完納のびまで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利息税の額と併せて納付してください。

## 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

**使用目的**

この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。



通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

猶予整理簿	検 算
※	※



平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

〒 \_\_\_\_\_

届 出 者 住 所 \_\_\_\_\_  
(林業経営相続人)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人  
〒 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 相続 (遺贈)  
があった年月日 平成 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 ..... \_\_\_\_\_ 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日 (当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人 (包括受遺者を含みます。) が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日) が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

※印欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12③-2-A4統一)

(裏)

使用目的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の4第3項第5号の規定により行うために使用するものです。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

山林についての相続税の納税猶予の免除届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署  
受付印

平成 年 月 日

税務署長

平成 年 月 日に林業経営相続人（氏名 \_\_\_\_\_）  
（住所 \_\_\_\_\_）が死亡したので、  
租税特別措置法第70条の6の4第15項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒 _____	住所 _____	（電話番号 _____）	氏名 _____	印 _____	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____	住所 _____	（電話番号 _____）	氏名 _____	印 _____	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____	住所 _____	（電話番号 _____）	氏名 _____	印 _____	林業経営相続人 との続柄 _____
〒 _____	住所 _____	（電話番号 _____）	氏名 _____	印 _____	林業経営相続人 との続柄 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 相続（遺贈）  
があった日 平成 年 月 日

1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1) 死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）  
における猶予中相続税額 ..... 円

(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来  
した猶予中相続税額 ..... 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 ..... 円  
(内 \_\_\_\_\_ 円)

2 免除を受ける相続税額 ..... 円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	年分 _____	税務署	円 _____
死亡日の属する年の2年前分	年分 _____	税務署	円 _____
死亡日の属する年の前年分	年分 _____	税務署	円 _____

【添付書類】

- 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 1と同じ期間において、森林法施行規則第42条第2号に掲げる要件に該当することについて引き続き農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
- 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の4第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

※印欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12③-3-A4統一)

(裏)  
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の4第15項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあっては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りま

す。)の始期をいいます。  
ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。


ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

税務署受付印  国 税 庁 長 官 殿

届出者 〒 \_\_\_\_\_  
住所又は所在 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊟  
生年月日 (明・大・昭・平 年 月 日) \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
職 業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合 第3表の「使用開始(予定)日」欄に(予定)と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合 (平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入 札 年 月 日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額 千円
有 ・ 無	. .	. .	. .	. .	

建築請負業者に関する事項	所 在 地	(電話番号 ____ - ____ )
	名 称	

建 築 資 金 の 調 達 方 法 等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定) 千円	調 達 ( 予 定 ) 先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	. .	借入・寄附・自己資金			
	. .	借入・寄附・自己資金			
	. .	借入・寄附・自己資金			
	. .	借入・寄附・自己資金			
	. .	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合  
〔使用開始されていない理由を具体的に記入します。〕

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項から第10項の規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合 (平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日現在)  
〔寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附のあった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。〕

使用開始予定年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

※ 税務署整理欄

整理簿	送信月日印	確認者	印	税務署名	送付区分	自局	自局	不明
-----	-------	-----	---	------	------	----	----	----

※の項目は記入する必要がありません。

(資 13-28-A 4 統一)

## 〔記載要領等〕

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項の規定による寄附財産を寄附の日から2年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合又は措置法第40条第5項から第10項の規定による譲渡等の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合に使用します。

## 《記載要領》

この表には、届出書を提出する日にできるだけ近い日の状況により記載してください。

## 《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
  - (1) 建築請負契約書の写し
  - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
  - (3) 建築工事のスケジュール表
  - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
  - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しなど）

(注) 建築完了後、①建築した建物の登記事項証明書等、②建築した建物の写真を提出してください。
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合  
そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書



平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国 税 庁 長 官

届出者 〒

所在地 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑧

(連絡先) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等(譲受法人)に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日      昭和・平成 年 月 日      承認年月日      昭和・平成 年 月 日

譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者      住 所 (寄附時の住所) \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_ (電話番号 - - )  
 フリガナ \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

承認を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	種 類	細 目	所 在 地	数 量

2 届出者(譲渡法人)に関する事項

幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日      平成 年 月 日

譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日      平成 年 月 日

3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使用開始 予定年月日	使用目的

4 譲受法人に関する事項

主たる事務所の所在地      フ リ ガ ナ 名 称      代表者氏名      電話番号

幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日      平成 年 月 日

5 その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日      平成 年 月 日

※ 税務署整理欄

整理簿	送付日付簿	譲渡者印	税務署名	送付区分	自局	他局	不明
-----	-------	------	------	------	----	----	----

※の項目は記入する必要がありません。

(資 13-41-A 4 統一)

## [記載要領等]

## 《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等(譲渡法人)の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
- 2 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、届出者(譲渡法人)に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 届出者(譲渡法人)に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
  - イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
  - ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 譲渡法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。
 

(注) 「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。))に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。))又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園)をいいます。
- 6 「4 譲渡法人に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
  - イ 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
  - ロ 幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - ホ 届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲渡法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲渡法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

## 《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 届出者である譲渡法人及び譲渡法人の登記事項証明書
- 2 譲渡法人が措置法第 40 条第 10 項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 3 譲渡法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
- 4 上記《記載要領》4 及び 6 の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
- 5 幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
- 6 譲渡法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類



租税特別措置法第40条第12項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書



国 税 庁 長 官 殿

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

届出者 〒 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 フリガナ \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ ①  
 (連絡先) \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第12項の規定による届出をします。

認定前の名称等 【公益認定法第4条の認定年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者名	電話番号
			- -

当初寄附年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	承認年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
---------	----------------------------	-------	----------------------------

特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 〒 _____ 電話番号 _____ (寄附時の住所)	(電話番号 - -)
	フリガナ 氏 名	

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

作成税理士  
署名押印  
(電話番号)  
事務所所在地

※の項目は記入する必要がありません。

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)					
届出年月日	寄附者氏名	1 自署 2 他署 (自署) 3 他署 (他署) 4 不明	届出年月日	第一局 第二局	(1) (2)

(資 13-35-A 4 統一)

租税特別措置法施行令第25条の17第24項の規定による公益法人等が  
公益認定を取り消された場合の届出書



国 税 庁 長 官 殿

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

届出者 〒 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ ④  
(連絡先) \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第24項の規定による届出をします。

認定取消し処分前の名称等

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号
			— —

取消し処分を受けた年月日	取消し処分を受けた事由（二以上の事由があるときはそのすべての事由）
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

当初寄附年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	承認年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所 〒 _____ ) (電話番号 — — )	
	フリガナ 氏 名	-----	

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

作成税理士  
事務所所在地  
署名押印(電話番号)

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)						
送附日付		1 自署	送付年月日	署→局	局→署	(1) (2)
種別		2 他署(自署)				
		3 他署(他局)				
		4 不明				

※の項目は記入する必要がありません。

(資 13-36-A 4 統一)

## 租税特別措置法第40条第\_\_項の規定の適用を受けることの確認書

平成\_\_年\_\_月\_\_日

国 税 庁 長 官 殿

(確認をした法人)

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ④

(連絡先)

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条\_\_項の規定の適用を受けることを  
 ※裏面参照  
 確認をします。

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

数 量 \_\_\_\_\_

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

## 〔租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等〕

## 《使用区分》

この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

## 《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第 項の規定を受ける・・・確認書」の には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
  - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・「6」
  - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・「7」
  - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・「8」
  - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・「9」
  - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・「10」
- 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載し当該公益法人等の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第 項の規定を受ける・・・確認しました。」の には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。
- 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。